

市有地の特別売却について

資格

- ◎ 次のいずれにも該当しない方
 - (1) 入札に係る売買契約を締結する能力を有しない方（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）
 - (2) 破産者で復権を得ない方
 - (3) 市税の滞納のある方
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は当該暴力団の構成員
 - ※「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けた者
 - (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の構成員

申込

- ◎ 申請書に必要事項を記入のうえ、下記書類等をそろえて申し込んでください。

※押印は全て登録印（実印）をお願いいたします。

- (1) 普通財産売払申請書
- (2) 住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 市税に未納がないことの証明書
- (5) 誓約書
- (6) 注意事項承諾書

※お申込み書類等に使用する印鑑は「登録印」をご使用ください。

買受人の決定

- ◎ 決定は、普通財産売払申請書の内容を確認の上、「売却決定通知書」にて行います。

※売却決定のためにお申込み書類を警察機関に照会させていただきますが、あらかじめご了承ください。

契約及び売買代金の支払等

- (1) 売買契約締結は、当市指定の「土地売買契約書」により行います。
- (2) 土地売買契約時に、契約金額に応じた収入印紙が必要です。
（例：契約額1千万円～5千万円の場合⇒収入印紙1万円）
- (3) 売買代金の支払方法は、申込書を出されるときに次から選んでいただきます。
（ ①契約時一括払い ②契約後60日以内 ）
 - ①契約時一括払い：契約時に売買代金を一括でお支払いいただきます。
 - ②契約後60日以内：契約時に1区画につき契約保証金として土地の売買代金の10%をお支払いいただき、残金は契約日から60日以内にお支払いいただきます。
- (4) 売買代金のお支払いは、当市発行の納入通知書により期限までに納めていただきます。

土地の引渡し

- ◎ 契約土地の引渡しは、売買代金完納後、現状のままの引渡しとなります。
- ◎ 所有権移転登記は、市で手続きをさせていただきますが、その際に評価額に応じた登録免許税（国税）分の収入印紙が必要となります。

その他

- ◎ 買受人には、不動産取得税（県税）等が後日課税されます。また、翌年度から固定資産税が課税されます。
- ◎ 建物を建築する場合は、建築基準法等による規制や遵守事項があります。あらかじめ調査のうえお申し込みください。
- ◎ 接面道路上の電柱移設、乗り入れ設置などの手続及び費用は買受人の自己負担となります。

【問い合わせ先】

○蒲郡市役所財務課

〒443-8601 蒲郡市旭町 17-1 TEL0533-66-1158（直通）